

## 政府の「電気・ガス価格激変緩和対策事業」を受けた当社の対応について

平素は、新宮ガスをご利用いただきありがとうございます。

当社は、政府の「電気・ガス価格激変緩和対策事業」について、事業者登録申請を行い、事業者として採択されましたので、2023 年 2 月検針分の原料費調整より政府の支援を反映いたします。

なお、本対策事業においては、お客さまによる特段のお手続きは不要です。

### 記

#### 1. 政府の「電気・ガス価格激変緩和対策事業」について

急激なガス料金の上昇によって影響を受けるご家庭・企業などを対象に、都市ガスの使用量に応じた料金の値引きを行います。

#### 【政府の支援単価について】(税込)

期 間	2023 年 2 月検針分～9 月検針分	2023 年 10 月検針分
都市ガス	30 円/m <sup>3</sup>	15 円/m <sup>3</sup>

※当社は、上記単価を毎月の原料費調整より減じてご請求金額を算定いたします。なお、実際には、当社の供給約款・供給条件の定めに従い値引きする単価を算定いたします。

※上記補助の対象となるのは、当社と小売供給契約があるお客さまです。政府が定める補助適用対象外の要件(年間契約量 1,000 万 m<sup>3</sup> 以上のお客さま)に該当するお客さまへは上記補助は適用されません。

#### 2. 実施期間について

2023 年 2 月検針分～10 月検針分

#### 3. 政府の「電気・ガス価格激変緩和対策事業」について

詳細は以下の URL よりご確認ください。

<https://denkigas-gekihenkanwa.go.jp/general>

#### 4. お問い合わせ先

新宮ガス株式会社 料金担当 電話 0735-21-6431 <<受付時間>> 8:30～17:00